



九州大学特定臨床研究等に係る審査意見等業務受託規程における審査手数料

九州大学特定臨床研究等に係る審査意見等業務受託規程

(平成30年度九大規程第140号、制定：平成30年3月16日)より抜粋。

第4章 審査手数料

(審査手数料)

第17条 審査意見業務に係る費用(以下「手数料」という。)は、別表のとおりとする。

(徴収方法)

第18条 手数料は、経費の振替又は本学が指定する口座への振込により所定の期日までに支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、病院長が特に認めた場合には、手数料の全部又は一部を免除することができる。3 既納の手数料は、原則として返還しない。

(審査意見業務の受託)

第19条 本学以外の医療機関等から委員会に審査意見業務の委託があった場合には、審査意見業務の受託に関する契約を締結し、これを受託することができる。

別表

(単位：円、消費税込み)

	1年目	2年目以降	備考
1施設	500,000	300,000	
2～10施設	590,000	354,000	
11～20施設	790,000	474,000	
21～30施設	990,000	594,000	
31～40施設	1,190,000	714,000	
41施設以上			10施設増える毎に、1年目では200,000円、2年目以降では、120,000円を加算する。